

第161回 石川県都市計画審議会

平成27年3月26日（木） 14時00分から
石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局 : 定刻になりましたので、ただいまから、第161回石川県都市計画審議会を開催いたします。注意事項として傍聴の方々は、受付でお渡しいたしました「傍聴注意事項」を厳守いただきまして、審議会の秩序の維持にご協力お願いいたします。それでは、審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして 山岸技監から一言ご挨拶申し上げます。

◎山岸技監 : 県で土木部技監をしております山岸でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、川上会長始め、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、日頃より、県の土木行政、とりわけ都市計画行政の推進に様々な形でご支援・ご協力を頂いておりますこと、厚く感謝申し上げます。この3月14日でございますが、北陸新幹線開業が実現をいたしました。開業後、金沢城公園の周辺は昨年と比べまして約3倍に、そして兼六園は約1.5倍に増加しているということになっております。これも首都圏を始め、多くの皆様方がご来県されまして、石川の都市の魅力に触れて頂いたものと感じておりますけれども、この新幹線開業効果を一過性のものに終わらせるのではなく、県下全域に波及そして、持続・発展させて行く、そのためにも、やはり都市の魅力を引き続き高めていく、そういう施策を実施していかなくてはならないと思っております。そのためにも引き続き、委員の皆様方のご支援・ご協力のほど、またよろしくお願いいたしたいと思っております。今日の審議会でございますけれども、小松都市計画のマスタープランの案件を含めまして、3件の案件についてご審議を頂くことになってございます。委員の皆様方には、厳正なるご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。簡単でございますが、挨拶にかえさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。上から、議事次第、A4 1枚。議案書 A4 の冊子。議第1561号議案書、A4 冊子。ほか、参考資料3枚をお配りしております。資料の不足などございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の議案書の1ページをご覧ください。今回、新たに就任されました委員につきまして、ご報告申し上げます。今回新たに、学識経験者として、金沢医科大学看護学部教授の森河 裕子様にご就任いただく事となりました。森河委員には、公衆衛生の分野にてご指導を頂く事としております。

○森河委員 : 森河です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務局 : 続きまして、2 ページにお進み下さい。町議会を代表する方として、石川県 町
村議会議長会会長の亀野 富二夫様に、ご就任いただきました。

○亀野委員 : 亀野です。よろしくお願いします。

◎事務局 : 以上、委員の変更についてご報告致しました。なお、本日の審議会には、出
席依頼委員 21 名中、16 名の委員の方々にご出席いただいております。それで
は、これより川上会長に議事進行をお願い申し上げます。川上会長、よろしく
お願いいたします。

◆川上会長 : 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうござ
います。ただ今、事務局からご報告がありましたように、半数以上のご出席と
いうことで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたしま
す。それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、北尾委員と田尻委員
をお願いいたします。それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局
から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局 : 都市計画課課長補佐の田中でございます。それでは、前回第 160 回審議会の
結果についてご報告いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。前回の審
議会にて承認する旨答申のありました、議第 1556 号志賀都市計画道路の変更は
平成 26 年 12 月 9 日に県告示を行っております。また、議第 1557 号かほく都市
計画道路の変更は平成 27 年 1 月 6 日に県公告を行っております。なお、以下の
3 件につきましては、告示を伴わない案件でございます。以上で、前回審議会
の報告を終わります。

◆川上会長 : 今回の審議会には 4 ページにありますように 3 件の議案が付議されておしま
す。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれては、
議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。それでは、議第 1561
号「小松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」
を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局 : それでは、議第 1561 号小松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の
方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの内容について、ご説明いたしま
す。お手元の議案書 5 ページ及び別冊となりますが、前面のスクリーンを用い
てご説明させていただきます。都市計画区域マスタープランは、県が都市計画
区域毎に決定するもので、「都市計画の目標」や「主要な都市計画の決定の方
針」等を定めるものでございます。小松市においては、平成 16 年に「小松能
美」都市計画区域マスタープランを策定し、これに即して具体の都市計画決定
をこれまで行ってきました。平成 17 年に根上町、寺井町、辰口町が合併し能
美市となったことから、平成 25 年 8 月に都市計画区域を再編し、従前の「小

松能美」都市計画区域を、「小松」と「能美」に変更いたしました。それに伴い、今般「小松能美」区域マスタープランを「小松」区域マスタープランに変更するものでございます。計画案決定までの経緯でございます。今回の計画案の策定に際しては、住民や学識経験者の方々のご意見を踏まえながら決定に至っております。順にご説明します。まず、平成 26 年 7 月には公聴会を開催し住民からのご意見をいただいております。それを踏まえ 8 月には、いしかわの都市計画検討専門委員会を開催し、学識経験者からご意見をいただきました。そして、9 月にパブリックコメントにより広く意見を募り、さらには 11 月に再び専門委員会を開催し、計画案の決定に至っております。その後、案の縦覧、小松市都市計画審議会を経て、本日の石川県都市計画審議会に付議させていただくこととなりました。続きまして、案の決定に至るまでの住民の皆様方からのご意見でございます。平成 26 年 7 月に開催した公聴会においては 42 名にご参加いただき、「平成 25 年 7 月の大雨で沖町が冠水したにも関わらず対策がとられていない。このまま市街化区域拡大の手続きを進めることは反対である」「一部の人の利益のために行う都市計画の変更ではないか」「公聴会の周知が不十分である」などのご意見をいただきました。同年 9 月のパブリックコメントにおきましては、「雨水排水計画、治水対策を検討すべき」「自然災害に対する考え方を示すべき」「既存商店街の活性化、共存を希望する」「沖町の商業施設の早期立地を希望する」とのご意見をいただいております。このような手続きを踏まえて決定した、区域マスタープランの計画案の内容について、順にご説明させていただきます。なお、現行のマスタープランからの変更点を中心に説明させていただきます。変更となる箇所が赤文字となっております。まず、都市計画の目標は、下記の 6 つの基本方針のもと、「水と緑豊かな環境に囲まれ、伝統文化に彩られた、質の高い居住環境を創出するものづくりのまち・こまつ」を都市づくりの基本理念といたしております。区域区分につきましては、引き続き市街化区域と市街化調整区域に区分し、計画的な市街化を図ることとします。一つ目に、人口はゆるやかに減少するが、世帯数の増加等により一定の郊外部への開発圧力が依然存在すること、二つ目として、工業出荷額、小売業商品販売額は一定の増加が見込まれ、計画的な産業基盤の配置が必要であること、が主な理由でございます。次に区域区分の方針でございます。目標年を平成 32 年とし、人口及び産業の規模について想定しております。平成 32 年における都市計画区域人口は約 103 千人、市街化区域人口は約 69 千人、小売業商品販売額は約 1,300 億円、工業出荷額は約 6,800 億円と想定しています。詳細につきましては、次の議案、議第 1562 号でご説明をいたします。次に土地利用に関する主要な都市計画の決定方針でございます。既成の住宅地においては、未利用地の有効活用等によるまちなか居住の促進、新たな住宅地では土地区画整理等による良好な環境の住宅地整備を図っていきます。業務地

は、南加賀地域の中心都市として、小松市役所周辺や小松駅周辺における業務機能の充実を図ります。中心商業地は、小松駅周辺、中環状道路沿線で商業施設の立地が現在進展している地域等における商業機能の集積を図っていきます。次は、ご意見を反映させた箇所となりますが、旧来からの中心市街地はハード・ソフト両面からの魅力向上によるまちなかの賑わい再生を今回明確に位置づけております。これは、「既存商店街の活性化、共存を希望」とのご意見に対応するもので、既存商店街は、高齢化の進展に伴う交通弱者の生活を支えるため、重要な役割を受け持つものとして今後も維持すべきと考えられることから、まちなかの賑わい再生に関する記載を追加いたしました。一般商業地については地域商業機能を強化するとともに、観光地においても整備充実を図っていきます。工業地は、既存工業団地とその周辺における整備推進を図るとともに新工業地も幹線道路沿線において整備充実を図っていきます。また、流通業務地の機能拡充も図っていきます。市街化調整区域におきましては、優良農地の整備保全や、空港周辺は騒音等を考慮する、また、新幹線沿線は適切な環境保全対策を講じるなどの方針としております。次に都市施設の整備に関する都市計画決定等の方針でございます。まず、交通体系の整備方針として、公共交通機関の総合的な機能向上を推進するとともに、新幹線開業に備え小松駅のターミナル機能の強化と二次交通との連携強化を図っていきます。また、道路の配置方針として、国道8号や305号などを軸とした交通ネットワークの強化を図ります。下水道は、今後とも公共下水道の整備推進を図っていきます。河川関係では、安全・安心な川づくりを推進いたします。次は、ご意見を反映させた箇所となりますが、内水排除のためのポンプ増強や水路改修による雨水排水対策の推進を今回明確に位置づけております。これは、「雨水排水対策等を進めるべき」とのご意見に対応するものであり、平成25年7月の大雨や東日本大震災等により、雨水排水対策をはじめとした防災対策を求める声の高まりを受け、雨水排水対策の推進についての記載を追加いたしております。次に市街地開発事業に関する決定方針です。住居系市街地は、地域特性に応じた市街地整備やまちなか定住の促進を図ることといたします。また、商業系市街地として、現在、土地区画整理事業実施中の沖周辺地区の整備を推進いたします。今回、市街化区域の編入を1地区予定しております。小松駅から東南約1.5km、現在整備が進められている沖周辺土地区画整理事業の隣接地である三田地区の2.5haであり、商業地として編入することを計画しております。続きまして、自然環境の整備保全の決定方針でございます。緑地保全の方針としては、木場潟等における緑豊かな水辺の形成などとしております。緑地の配置方針としては、郷土景観を構成する貴重な緑地空間の保全などとしてしております。最後に区域マスタープランの土地利用方針図でございます。黄色の居住ゾーンにおいては、既成市街地の住環境整備を促進するとともに、区画整理等による住宅

地では良好な居住環境の維持・向上を図ります。赤色の商業・業務ゾーンにおいては、小松駅周辺や中環状道路沿線の一部を商業・業務拠点として、粟津駅周辺を地域の生活拠点として位置づけます。青色の工業ゾーンにおいては、小松工業団地等において、引き続き基盤整備と施設誘致を推進していきます。区域マスタープラン案の説明は以上でございます。

◆川上会長： 本案件につきましては、当審議会に設置されている「いしかわの都市計画検討専門委員会」に付託されておりました。それでは、専門委員会での検討結果を高山委員長より報告お願いいたします。

○高山委員： 委員長を務めております、高山でございます。本専門委員会では小松都市計画区域マスタープランの内容について検討を行いましたので、その結果報告をしたいと思っております。

表にもありますように、昨年8月25日に開催しました第10回専門委員会では、今後の住宅地・商業地・工業地の必要規模について、また、今後のまちづくりについて検討を行いました。その後、パブリックコメントを経て、昨年11月19日に開催しました第11回専門委員会では、住民意見を反映した区域マスタープラン案について、また、まちなか活性化と雨水排水対策に関する小松市の取組について検討を行い、当委員会としても、区域マスタープラン案は妥当なものとして、了承しております。以上で、いしかわの都市計画検討専門委員会の報告を終わりたいと思っております。

◆川上会長： ありがとうございます。それでは、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局： 本案件につきましては、今年1月13日から1月27日までの2週間縦覧に供したところ、意見書が2通提出されておりますので、ご報告いたします。なお、2通のご意見は同じ内容となっております。ご意見としては、次のとおりでございます。

今回小松市が農地を市街化区域に変換しようとしているのは三田地区2.5haです。一昨年7月の豪雨で沖町のあおば保育所付近および沖町中を中心とする県道が水没しました。原因はイオン用地の10万坪による埋め立てによるものである。埋め立て計画により大きな保水力を持った水田が消滅し、埋め立て地の雨水が、もともとギリギリの排水流下能力しかなかった石橋川に流入しその排水能力を超えたため水害を起こしたものである。小松市に対して私は石橋川の改修を行った後、埋め立てるべきと提案していますが小松市は無謀にも根本的な対策を検討することなく埋め立てを強行しようとしている。市民の安全のために更なる調査と、1時間当たり降水量、1日当たり降水量と石橋川の処理能力を数値によって市民に開示した後マスタープランの変更を行うべき。このようなご意見でございます。

ご意見への見解を説明いたします。小松市街地は、これまでも大雨時に冠水が発生している状況がございます。特に、平成 25 年 7 月豪雨は、観測史上最大のものであり、図中の今回編入地区に隣接する沖町をはじめとした市内の広い範囲に冠水をもたらしております。このような背景から、県といたしては、雨水排水対策は極めて重要な施策であると判断し、今回の区域マスの見直しでは、新たに「速やかに内水を排除するためのポンプ増強や水路改修により雨水排水対策を推進する」との方針を位置づけております。また、市街化区域・市街化調整区域の区分に拘わらず、一定規模以上の開発に際しては調整池の設置を義務付けており、下流排水路の改修が開発の前提となるものではないと考えております。今後、この区域マスタープランの方針に基づいて、個別具体の排水路の改修については、各々の管理者が主体となって進めていくものと考えております。ここで、ご意見のあった石橋川排水路の管理者である小松市より、今後の取組についてご説明をさせていただきます。

◎小松市 : 小松市の都市創造部長をしてしております、石田と申します。よろしくお願いたします。内水排除のための雨水対策についてご説明いたします。九竜橋川改修につきましては、堤防の嵩上げや仮設ポンプを平成 25 年度内に既に実施いたしました。現在、底部が不整形となっております。排水路区間の複断面化工事、コマツの杜の北側で実施して、今年度も継続してやる予定であります。その後、排水機場のポンプ機能増設ということで、計画的に進めているところでございます。石橋川排水路につきましては、平成 26 年度から、沖町区間の水位低下の早期発現が期待できる区間におきまして、水路断面の改修を着手いたしました。これにつきましても、今年度また継続的に工事を実施させる予定であります。最終的には、排水機場のポンプ増設ということも計画的に順次行ってまいります。小松市は、ご承知のとおり、本川となる梯川は、下流部は低地でありまして、ひとたび氾濫いたしますと、甚大な被害が発生する地形でございます。平成 25 年 7 月 29 日におきましては、24 時間雨量で 199.5mm という観測史上最大のものになりました。梯川埴田水位観測所におきましては、最高水位 5.23m、計画高水位まであと 1cm というような状況となりましたが、平成 24 年度末、梯川改修の整備率は約 41%でございましたけれども、この改修のおかげで越水とか破堤することには至りませんでした。前川並びに木場潟の自然排水が困難となった場合、これにつきましては、前川排水機場の運転が実施されます。梯川本川の川幅が狭く水位上昇しやすいという状況が未だありますので、これによる内水が排水しきれなく、浸水被害が発生するという悪循環とならないために、国や県に対しましても河川の狭隘区間の改修でございますとか、農林排水機場の計画的な設備更新、こういうものを順次要望いたして、鋭意実施いたしてもらっているところでございます。このように河川の改修につきまして、多くの時間と費用を要して改修してまいるわけでございますけれども、総合的な観点から、これまでどおり、国と、県との連携によりまして、市民が安心して暮らせます都市づくりにむけて、また着実に事業を進捗させていき

たいというふうを考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

◎事務局 : 以上が、意見書に対する見解についてのご説明でございます。

◆川上会長 : それでは以上の第 1561 号の議案の説明について、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

○福村委員 : 今いろいろ説明いただきましたけれども、意見書の一番主なものは水対策ということだと思いますけれども、今も説明ありましたがね、調整池あるいは石橋川の改修をもって、その意見がクリアできる、こういう説明だったんだらうと思いますが、もう一回、再確認いたしますが、その調整池、おそらく大きくしたんだらうと思いますが、最初の計画よりね。あるいは石橋川の改修計画を今の予定で着実にやっていけば、今出てきておるような意見は不安なしに解消できると受け取ってよろしいんですか。その辺をもう一遍、念押ししておきます。

◎小松市 : 先ほども申しましたように、沖町区間において、水位低下が早急に見込まれる、この辺を先に改修しております。溜める考え方ではなく、流す考え方をやっております。計画試案でございますが、今の水位からレベルを 50cm 下げることが可能だというふうにやっております、先ほどのご心配の部分につきましては、解消していくというふうに我々は思っております。

◆川上会長 : ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか。

では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。それでは次に、議第 1562 号「小松都市計画 区域区分の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局 : それでは議第 1562 号 小松都市計画区域区分の内容について、ご説明いたします。お手元の議案書 6 ページとなりますが、スクリーンの方でご説明させていただきます。まず、区域区分とは、都市計画区域を、計画的に市街化を進める市街化区域と、市街化を抑制して自然環境を保全する市街化調整区域に区分し、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るものでございます。続いて、都市に必要な住宅地・産業地の規模を示す、いわゆる「フレーム」の概要についてご説明いたします。まず、人口フレームについてです。目標年の市街化区域内人口は 68,490 人と推計しております。この人口を収容するためには、新たな市街化区域 17.8ha が必要となっております。住宅系の市街化区域編入については、今回編入を行うものではございません。一方で、現在の市街化区域のうち、6.2ha を市街化調整区域に編入、いわゆる「逆線引き」ということを行います。詳細は後ほどご説明いたします。次に商業フレームについてで

ざいます。小売業商品販売額は1,304億円に増加する見込みであり、目標年までに新たに必要となる商業地は9.03haとなり、そのうち今回2.5haを編入する計画といたしております。最後に工業フレームについてです。工業出荷額は6,818億円に増加する見込みであり、目標年までに新たに必要となる工業地は33.7haとなりますが、今回編入を行うものではございません。続いて、今回変更を行う地区についてご説明いたします。灰色が現在の市街化区域でございます。赤色が今回新たに市街化区域に編入する地区でございます。青色が今回逆線引きを行う地区でございます。まずは市街化区域に編入する地区についてご説明いたします。画面中央やや上部の赤色で示した三田地区は、商業系の面的整備が確実となり、計画的な市街化を図るべき地区として2.5haを編入するものでございます。詳しくは後ほどご説明いたします。続いて逆線引きを行う地区です。画面の一番下の青色で示した上荒屋地区は、地元住民の営農意欲が高いこと、土地区画整理事業等の市街地整備が見込まれないことから、農地を保全する観点により逆線引きを行います。そのほか、梯川の河川改修事業の進捗により現況が河川敷地となっている地区、道路整備が完了し現況が道路敷地となっている地区については、逆線引きを行っています。以上、現在の市街化区域2,239haに、赤色の市街化区域編入地区2.5haを加え、青色の逆線引き地区12.2haを差し引いた結果、今回市街化区域として設定する面積は2,229haとなります。今回市街化区域に編入する三田地区についてご説明いたします。JR小松駅の東南約1.5kmに位置し、国道305号などに近接し、中環状道路の沿線という利便性の高いエリアでございます。本地区は、現在土地区画整理事業を実施している沖周辺地区に隣接しており、今般商業施設と一体となった面整備が確実となったことから、今回2.5haを編入するものでございます。本案件につきましては、今年1月13日から1月27日までの2週間縦覧に供したところ、意見書が43通提出されておりますので、ご報告いたします。意見としては、次のとおりでございます。一つ目に、三田地区の市街化区域編入に賛成する、というご意見が39件、二つ目に、編入にあたっては開発者に対して適正な規制・指導をお願いする、というご意見が1件、編入にあたっては、下流域の排水計画及び工事実施が必要、というご意見が1件、中心市街地と新市街地を結ぶ公共交通と道路網の充実を希望する、というご意見が2件、でございました。このご意見への見解を説明いたします。一点目の「編入に賛成」とのご意見は、計画案にご賛同いただいているものであるため、見解は省略いたします。二点目の「適正な規制・指導」につきましては、開発事業者に対して、降雨時の対策や、交通対策や環境への配慮など、十分な対応を今後指導していきます。三点目の「排水計画・工事の実施」につきましては、開発事業者に対して基準に適合した調整池設置を義務付けるとともに、今後も、小松市が水路改修等を計画的に進めていきます。四点目の「中心市街地と新市街地の公共交通・道路網

の充実」につきましては、小松市により事業者と連携した公共交通の充実が検討されているとともに、今後も、交通の状況を見ながら道路網の充実に取り組んでまいります。なお、中心市街地と新市街地の連携充実とのご意見に関連して、小松市より詳細にまちづくりの関係について説明させていただきます。

◎小松市 : 市街地再生の全体像といたしましては、今ご説明にありましたように、小松駅を中心に半径 1.5 キロ以内の、5 つの都市計画道路によって形成される中環状道路について、これを市街地再生のための骨格エリアというふうに位置づけておりました、商業施設立地が現在進展している地域においては、商業機能の集積を図ろうとしております。旧来からの中心市街地につきましては、高齢社会の進展に伴う交通弱者の増加を見据え、ハード・ソフト両面からの魅力向上というもので、まちなかの賑わい再生を図りたいというふうに考えており、これは、小松駅周辺のまちづくりの中で進めております。小松駅につきましては、空港、新幹線接続、南加賀の広域観光、ものづくりビジネスの拠点駅となるように、2 次交通、3 次交通、こういう機能をより便利となるように鋭意改善しております。駅東地区では「サイエンスヒルズこまつ」を中心とした、科学と交流のゾーン、駅西地区におきましては「曳山子供歌舞伎」の町衆文化や「こまつ町家と寺院」こういうものが集積しております、歴史文化と伝統が彩るゾーンとして、歩く街づくりの魅力を発信するハード事業整備を推進してまいりました。それに Wi-Fi 環境の整備や、おもてなしのマップ、こういうソフト的な展開も充実させてきたところでございます。現在、小松駅前の旧大和がありました跡地につきましては、PPP 事業として、民間ホテルをキーテナントに、市民要望の高い駅前交流やショッピング機能、「食育とお仕事体験、多世代交流」をテーマとした屋内型総合子供センターに、今般、設立準備を検討しております、公立大学の分散キャンパスを複合した、施設建設を現在計画しております。民間企業であります、(株)コマツにおかれましては、本社機能の研修部門を小松市に移していただいたという関係上、外国人を含む年間約 3 万人の研修生をコンスタントに小松市に送り込んでいただいております、小松の活性化に貢献していただいておりますが、これに加えまして、固定的に駅前キャンパスに行きかう学生、1 日約 500 人単位の人口ですが、これを駅を中心に生み出し、賑わい創出を今しようと考えているところでございます。まちなかの定住、活性化対策につきましては、空き家活用やこまつ町家を活用した商業施設等の改修、景観形成に対する改修についても市は助成しているところでございまして、街の品格づくりに努めているところでございます。現在行っておりますハード整備につきましては、確実にまちなかに若い世代の人口を増やしていくというふうに考えていますが、高齢社会の課題につきましても、公共交通ネットワークを今後、強化を図っていききたいというふうにも考えております。ソフト施策としても、今年度、市民にとって便利な、プレミアム付カードを発行する施策を予算化しております、まちなか商業に対しても、これが活性化の

起爆剤になるというふうに考えています。このようなアクティブな動きを市民共創社会というものの中で実現させようとして、頑張っているところでございますので、ご理解お願いいたします。

◎事務局 : 以上が、意見書に対する見解についてのご説明でございます。

◆川上会長 : 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんかでしょうか。

◆川上会長 : 小松市の方から、いろいろな施策について説明をいただいたんですけど、何か中心市街地についての、定住人口とか来住者ですね、そういう定量的な目標みたいなものは設定されているんでしょうか。

◎小松市 : 今年度、小松市は定住施策として、色んな施策を行っております。よそのまちから小松に入ってきてくださいという制度とか、色々持ち合わせておりますが、今年度、その中身におきましては、1年間に353名が入ってきていただいたという状況でございます。そういう一連の流れの施策の中にまちなかに関する施策も含まれております。その中で町家の中に入られる方については、また更に上乘せ助成をしております。まちの中に人が入ってくるように仕向けておると、いうようなことが施策的にあるというわけです。数字目標としては、今、何名おいでなのかというものは、まちの中では掲げていないというのが現状ですが、確実にそのまちの中にある町家改修、これにつきましては着実に増えております。それも外から入られた方が店を作ってみたりとか、そういうことが増えております。そのような状況です。

◆川上会長 : ありがとうございます。小松市の都市づくりについては、中心市街地の活性化を中心として、非常に大切だと思いますので、今後もぜひよろしくお願いいたします。

ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか。

○福村委員 : この前に小松市の都市計画審議会があったと思うのですけれども、その状況はですね、反対意見もなく皆さんが満場一致ということだったのでしょうか。

◎小松市 : 小松市の都市計画審議会、2月26日に開催をいたしました。その中で、この水の関係であるとか、先ほどのご説明の意見の関係、こういう話は出ております。出ている中におきまして、皆さんに、対策を我々が講じておるといふ話になるよう説明しております。満場一致という格好で審議いただきました。

◆川上会長 : ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか。

特にないようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

それでは次に、議第1563号「金沢都市計画 道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局 : それでは議案 1563 号 金沢都市計画道路の変更 鳴和三日市線についてご説明いたします。お手元の議案書は 10 ページからとなります。こちら前面のスクリーンとあわせてご覧ください。まず、位置関係でございます。中心が金沢駅で、そこから鳴和方面、野々市方面に延びる赤い路線が、今回対象となる 3・4・12 号鳴和三日市線でございます。昭和 5 年に都市計画決定され、決定延長は 9,850m、代表幅員は 19m の道路でございます。次に、拡大図でございます。こちらが金沢駅で、赤い線が鳴和三日市線です。今回変更となる区間は、浅野川に架かる中島大橋を含んだ、赤い実線区間の延長 240m において、幅員の変更や線形の改良を行うものでございます。当該区間が抱える現況の課題といたしましては、一つ目に中島大橋の老朽化、二つ目に橋梁部のボトルネックによる交通混雑、三つ目に道路線形が屈曲して走行性が悪い、ことが挙げられます。次に、各々について説明します。一つ目の課題 中島大橋の老朽化です。中島大橋は昭和 29 年に建設された橋長 37m、幅員 13m のトラス橋でございます。現在、約 60 年が経過し、部分的に腐食が進んでいる状況にあります。二つ目の課題 橋梁部のボトルネックによる交通混雑でございます。左下の写真①をご覧ください。鳴和方面から撮影したものです。中島大橋の手前までは 4 車線なのですが、橋梁部のみが 2 車線となっており、交通のボトルネックとなっている状況でございます。このため下中段の写真②のとおり、朝の通勤時においては混雑が発生し、支障となっている状況でございます。三つ目の課題、道路線形が屈曲して走行性が悪いことでございます。左側の写真①が金沢駅側から、写真②が鳴和側からとなりますが、いずれも線形がカクンと折れていて、走行性や見通しが悪い状況でございます。これらの課題に対応するため、今般、中島大橋を 4 車線に架替えるとともに、あわせて前後道路の線形改良を行います。それにより、交通の円滑化や安心安全の確保を図っていくものでございます。このような計画に基づき、今般、都市計画道路の変更を行います。変更区間は 240m で、中島大橋の区間 41m 区間は幅員 13m から 20m に、前後の道路 44m 及び 155m は、滑らかな線形を描くとともに幅員を 19m から 20m に変更し、路肩を確保いたします。変更後は両側に 3.5m の歩道を有する 4 車線の道路となります。また橋梁の架替えにあたっては、下流側に 4 車線の仮橋を設置し、その後、現況の位置に新たな橋梁を設置いたします。最後に、本案件は 2 月 6 日から 2 月 20 日までの 2 週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上で、都市計画道路の変更についての説明を終わります。

◆川上会長 : 只今の、事務局の説明について意見、ご質問はございませんでしょうか。

◆川上会長 : 線形を滑らかにするのは、車の走行にとって嬉しいと思うのですが、非常に屈曲してますので、横断歩道はないのですが、歩行者が横断したときに、非常に事故が起こりやすい、そういう危険性はないのですか。

◎事務局 : 事故の件についてお答えをさせていただきます。現在、橋の前後で2箇所、屈曲をしているということで、現実、この道路構造で非常に事故が多発しているところでございます。平成20年から平成24年の間で、人身が31件、物損が2件というふうに、非常に多発している区間というのにも、曲がっていることに加えて、急にボトルネックで狭くなるということもございまして、急に車が折り込んでいくという現象が生じておりますので、それをあわせて今回幅員を広げることと、カーブを緩やかにすることで見通しも効くという形になりますので、交通事故等については、非常に安全になるものと、私ども考えております。

◆川上会長 : どうもありがとうございます。そのへんも含めて、完成後も含めて見ていただければと思います。

ほかに何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認いただいたものといたします。

◆川上会長 : 最後に、事務局の方から、「都市計画決定案件(市町決定)について」報告をお願いいたします。

◎事務局 : お配りしてあります参考資料、右側の肩に参考資料と記入させていただいております、A3折り込みの資料にもとづきまして説明させていただきます。こちらは、前回第160回審議会の11月19日以降に、市町において決定告示された案件の一覧表でございます。志賀都市計画道路の変更を始めとして、全部で14件でございます。土地利用に関する案件が5件、都市計画道路など都市施設が8件、土地区画整理事業が1件となっております。簡単に、以上でございます。

◆川上会長 : 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆川上会長 : 特にないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

◎事務局 : 会長、委員の皆様、厳正なるご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第161回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。